

審査の結果の要旨

氏名 篠原 聡兵衛

本論文は、第3世代携帯電話(3G)と第4世代携帯電話(4G)からなるモバイル・ブロードバンドの普及要因を OECD34 か国の状況から実証分析するものである。

第1章「序論」では、問題の所在と研究の目的、および分析のフレームワークについて述べている。問題の所在では、①米国、EU で打ち出された政策では2020年までに速度100Mbpsのブロードバンドをそれぞれ1億の家庭、域内50%の家庭に普及させることが目標とされる等、ブロードバンドの普及促進は世界各国における喫緊の政策課題であること、②モバイル・ブロードバンドは、光ファイバ等による固定ブロードバンドと比べ、エリア展開に要するコストが安価で期間も短く重要な役割を果たすこと、③しかしながら2012年末時点におけるモバイル・ブロードバンドの人口普及率は、先進国で構成される OECD ですら平均75.9%であり発展途上国かつ人口がそれぞれ10億人を超える中国とインドでは24%、8%と低いこと、について述べている。研究の目的では、モバイル・ブロードバンドの普及要因を OECD 全34か国の状況から実証分析することにより、各国におけるモバイル・ブロードバンドの普及政策に示唆を与えることが必要であることを述べている。

第2章「先行研究」では、関連する先行研究を調査し分析したことを述べている。分析の結果、スマートフォンのサービス開始および携帯事業者間の競争を考慮のうえ複数国を対象とした時系列データ（パネルデータ）により普及要因を分析した先行研究はなく、これらを論じることで本研究の新規性を担保できることを述べている。

第3章「電気通信の市場と政策」では、電気通信市場に関する歴史的経緯や主要な電気通信サービスの変遷について述べ、併せて関連する政策として、市場の失敗が存在するため公的規制により国等が独占していた電気通信市場に公的規制の見直しがなされた結果、独占から競争に移行したことを述べている。また、モバイル・ブロードバンドの普及のためには、それぞれ前者の電気通信市場に関する分析からは携帯基地局間を結ぶ光ファイバ回線が、後者の政策に関する分析からは携帯事業者間の競争が、それぞれ重要な要因として定性的に抽出されることを述べている。

第 4 章「イノベーションの普及という視点からの分析」では、モバイル・ブロードバンドを一つのイノベーションとしてとらえ、その普及過程を一般的なイノベーションの普及理論に従い論じたことを述べている。併せて、次章におけるモバイル・ブロードバンドに関する普及要因の実証分析に適用するため、それぞれ①イノベーションの属性、②需要サイドの影響、③供給サイドの努力、の観点から普及要因を定性的に抽出したことについて述べている。

第 5 章「OECD34 か国を対象とした普及要因の実証分析」では、分析対象国を OECD34 か国としたモバイル・ブロードバンドの普及要因を定量的に分析したことを述べている。本章では、モバイル・ブロードバンドの普及要因として、それぞれ①スマートフォン（Android、iPhone）のサービス開始、②携帯事業者間の競争、③光ファイバ・ブロードバンドの普及、を仮説として提起したこと、および、分析対象国 OECD34 か国、分析対象期間 2000 年から 2012 年までとしたパネルデータ推定を行いそれら仮説が検証されたことを述べている。

第 6 章「実証分析を踏まえた考察」では、前章で得られた推定結果を踏まえた考察について述べている。考察 A では、モバイル・ブロードバンドの人口普及率の進展は、スマートフォンが導入された時点における携帯事業者間の競争の状況に依存することを述べている。考察 B では、近年諸外国で課題となっている携帯事業者間の統合問題に関するものであり、モバイル・ブロードバンドを普及させるためには携帯事業者間の統合は制約的であるべきであり、また、携帯事業者の市場シェアは特定の携帯事業者に集中しないことが望ましいことが示唆されることを述べている。

第 7 章「結論」では、本論文で論じたモバイル・ブロードバンドの普及要因の実証分析についてまとめ、さらに今後の課題と展望について議論し、本論文をまとめている。

以上、これを要するに、本論文は、OECD 全 34 か国を対象としたモバイル・ブロードバンドの普及要因を実証分析により特定したものであり、先進国で構成される当該 OECD 加盟国はもちろん発展途上国におけるモバイル・ブロードバンドの普及政策に重要な示唆を与えるものであり、学術上貢献するところが少なくない。

よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。